平成２８年（フ）第７２６号
広島市南区東霞町14番11号
債務者　日髙　義行
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成29年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月７日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県篠山市味間奥1747番地１
債務者　砂走　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　敬之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部

平成２８年（フ）第３６０号
大分市中春日町12番13号（アベビル302）
債務者　衞藤　道夫
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
新潟県村上市飯野１丁目５番11号
債務者　佐野　雅昭
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　斉史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月15日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４０５号
熊本市西区池亀町６番12号　サリーレ105、前住所熊本市中央区国府３丁目８番91号　北岡ハイツ201号
債務者　角﨑　靖子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１６号
静岡県浜松市南区寺脇町894－１　プラシードＢ　202号室、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区榎が丘25番地１　ドレッセ青葉台プレエスタ611
債務者　大槻　栄吉
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８０号
大阪府岸和田市加守町３丁目12番２号、居所愛知県豊田市松ケ枝町３－４－１シャンポールミヤ101号
債務者　大濵　実弓（旧姓丸尾）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５４４号
大阪府和泉市和気町４丁目７番２－105号
債務者　大迫　勝徳
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
熊本県玉名市天水町小天1914番地
債務者　福本　廣秋
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第４６号
熊本県玉名市松木17番地６　有永ハイツＢ－２号
債務者　福本　孝雄
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２９２号
函館市湯浜町６番12号
債務者　白井　　光
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２９６号
函館市山の手２丁目38番41号　メープル山の手　201
債務者　齋藤　尚一
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３４６１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目13番12号
債務者　十河　範明
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５６３号
大阪府箕面市新稲７丁目５番16－201号
債務者　三島　慎平
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６４号
大阪府箕面市小野原東５丁目３番Ｄ－303号
債務者　山本　康雄
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６６５号
大阪府箕面市小野原東５丁目３番Ｄ－303号
債務者　山本　倫枝
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３２号
大阪府豊中市曽根西町２－20－14　ソネフローラ　103、住民票上の住所大阪府豊中市曽根南町１丁目22番８－210号
債務者　山本　浩司（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部